

職業安定分科会(第 192 回)	資料1-1
令和5年 3月 17 日	

雇用保険法施行規則等の一部を改正する 省令案要綱 (令和5年度の雇用関係助成金等)

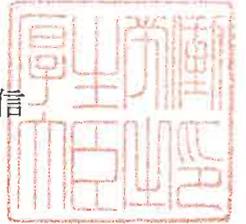
厚生労働省発職0317第7号

令和5年3月17日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 労働移動支援助成金制度の改正

1 再就職支援コース奨励金の改正

再就職支援コース奨励金を取り扱うための職業紹介事業者等について、職業安定法第三十二条の第三項に規定する有料職業紹介事業者であつて、職業安定局長が定める基準を満たす者に限ることとする。

注 職業紹介事業者については、現在は当該助成金を取り扱うための者であることを示す標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限ることとしておられるところ、改正後は職業安定局長が定める基準中に雇用給付金取扱事業者証（仮称）を利用者の求めに応じて提示することを規定する予定（他の助成金についても同じ）。

2 労働移動支援助成金早期雇入れ支援コース奨励金の改正

早期雇入れ支援コース奨励金の支給を受けた事業主のうち、職業安定局長が定める条件に該当する

雇入れを行ったものについて、当該事業主が雇い入れた計画対象被保険者（雇用保険法施行規則第百二条の五第二項第一号イ(2)の計画対象被保険者をいう。）又は支援書対象被保険者（雇用保険法施行規則第百二条の五第二項第二号イ(2)の支援書対象被保険者をいう。）（以下「対象被保険者」という。）が、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者（当該雇入れの日において、四十五歳以上の者に限る。）であつて、当該雇入れに係る事業所と異なる業種の事業所において対象被保険者となつたものである場合に、当分の間、当該対象被保険者一人につき四十万円を追加で支給していたものを廃止することとする。

二 六十五歳超雇用推進助成金制度の改正

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース及び高年齢者無期雇用転換コースについて、生産性要件を廃止し、生産性要件に該当する事業主に対する加算措置を廃止すること。

三 特定求職者雇用開発助成金制度の改正

1 生涯現役コース奨励金及び特定就職困難者コース助成金の改正

(一) 生涯現役コース奨励金を廃止するとともに、特定就職困難者コース助成金の対象となる労働者に

六十五歳以上の者を追加すること。

(二) 特定就職困難者コース助成金を取り扱うための職業紹介事業者等について、職業安定局長が定める基準を満たす者に限ることとする。

2 生活保護受給者等雇用開発コース助成金の改正

生活保護受給者等雇用開発コース助成金を取り扱うための職業紹介事業者等について、職業安定局長が定める基準を満たす者に限ることとする。

3 就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金の改正

(一) 就職氷河期世代の安定した雇用を引き続き促進するため、雇入れの対象となる求職者の対象範囲を昭和四十三年四月二日から昭和六十三年四月一日までの間に生まれた者とする。

(二) 雇入れの対象となる求職者（過去五年間に通常の労働者として雇用された期間を通算した期間が一年以下である者）について、当該雇用された期間に、通常の労働者に準ずる者として職業安定局長が定める者であって、通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力と同等以上の能力を必要

とする職業に就いていた期間を含むこととし、婚姻、妊娠、出産又は育児を理由とした離職により、過去五年間に通常の労働者として雇用された期間を通算した期間が一年以下となった者を除くものとする。

(三) 雇入れの対象となる求職者（過去一年間に通常の労働者として雇用されたことがない者）について、当該期間に通常の労働者として雇用されていた者であつて、本人の責めに帰すべき理由以外の理由により当該期間に離職した者を含むこととし、当該期間に通常の労働者に準ずる者として職業安定局長が定める者であつて、通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力と同等以上の能力を必要とする職業に就いていた者を除くものとする。

(四) 就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金を取り扱うための職業紹介事業者等について職業安定局長が定める基準を満たす者に限ることとする。

5 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金の改正

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金を取り扱うための職業紹介事業者等の基準について、職業安定局長が定める基準を満たす者に限ることとする。

6 被災者雇用開発コース助成金を廃止すること。

四 トライアル雇用助成金制度の改正

1 一般トライアルコース助成金の改正

(一) 雇入れの対象となる求職者の対象範囲を昭和四十三年四月二日以後に生まれた者とする事。

(二) 一般トライアルコース助成金を取り扱うための職業紹介事業者等について、職業安定局長が定める基準を満たす者に限ることとする事。

2 障害者トライアルコース助成金の改正

障害者トライアルコース助成金を取り扱うための職業紹介事業者等について、職業安定局長が定める基準を満たす者に限ることとする事。

3 新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金を廃止すること。

五 地域雇用開発助成金制度の改正

地域雇用開発コース奨励金を取り扱うための職業紹介事業者等について、職業安定局長が定める基準を満たす者に限ることとする事。

六 両立支援等助成金制度の改正 (略)

七 人材確保等支援助成金制度の改正

1 人事評価改善等助成コースについて、生産性要件を廃止し、対象となる事業主の要件から生産性要件を削除すること。

2 雇用管理制度助成コースについて、生産性要件を廃止し、生産性要件に該当する事業主に対する加算措置を廃止すること。

3 介護福祉機器助成コース及び外国人労働者就労環境整備助成コースの加算措置の要件について、生産性要件を賃上げに係る要件に切り替えることとする。

八 キャリアアップ助成金制度の改正 (略)

九 人材開発支援助成金制度の改正 (略)

十 産業雇用安定助成金事業再構築支援コース奨励金制度の改正

当分の間、新型コロナウイルス感染症等に伴う経済上の理由により急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であつて、新たな事業への進出等の事業再構築を行う事業主のうち職業安定局長の定める

事業主が当該新たな事業への進出等を行うために必要な人材のうち職業安定局長の定める人材を期間の定めのない労働契約を締結する労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一の労働者として職業安定局長の定める期間内に雇い入れる等の要件を満たした事業主について、当該職業安定局長の定める人材一人につき二百万円（中小企業事業主にあつては、二百八十万円）（職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安定局長の定める方法により算出した額）を支給することとする。ただし、一の事業主につき当該職業安定局長の定める人材の数が五人を超える場合は、当該事業主につき五人までの支給に限ることとする。

十一 高年齢労働者処遇改善促進助成金制度の改正

高年齢労働者処遇改善促進助成金について、その雇用する高年齢雇用継続給付金の支給を受ける者（以下この十一において「対象被保険者」という。）の処遇改善を図る事業主であつて、労働協約又は就業規則で定めるところにより、その雇用する対象被保険者について、賃金を一定の割合以上で増額する措置に基づく最初の賃金支払日（以下この十一において「実施日」という。）から起算して二年間に、当該実施日の属する月から六箇月ごとの期間に対象被保険者のうち算定の対象となる労働者に支給

した高年齢雇用継続基本給付金の総額（以下この十一において「支給対象額」という。）が、当該実施日の属する月前六箇月間に当該労働者に支給した高年齢雇用継続基本給付金の総額（以下この十一において「算定対象額」という。）より減少したこと等の要件を満たしたものに対して、算定対象額と支給対象額との差額に二分の一（中小企業事業主にあつては三分の二）を乗じて得た額を支給するものとする。

十二 雇用保険法第六十三条第一項第三号に掲げる事業の改正

令和二年一月二十四日以後に離職した求職者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能の習得に資すると認められる講習を実施する学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校に対して、当該講習に要する経費の一部を補助して実施する事業について、当該事業に加える期間を令和六年三月三十一日まで延長すること。

第二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部改正

特定求職者雇用開発助成金の対象となる労働者に六十五歳以上の者を追加すること。

第三 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

一 建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金制度の改正

加算措置の要件について、生産性要件を賃上げに係る要件に切り替えることとする。

二 建設分野作業員宿舍等設置助成コース助成金制度の改正

加算措置の要件について、生産性要件を賃上げに係る要件に切り替えることとする。

三 建設労働者認定訓練コース助成金制度の改正

加算措置の要件について、生産性要件を賃上げに係る要件に切り替えることとする。

四 建設労働者技能実習コース助成金制度の改正

(一) 加算措置の要件について、生産性要件を賃上げに係る要件に切り替えることとする。

(二) 技能実習を受けさせた建設労働者について、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っ

ている中小建設事業主として職業安定局長が定めるものに対する賃金助成の特例措置について、令和

六年三月三十一日まで延長すること。

五 若年・女性建設労働者トライアルコース助成金に関する暫定措置を廃止すること。

第四 その他

一 この省令は、令和五年四月一日から施行すること。

二 その他この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 労働移動支援助成金制度の改正

1 再就職支援コース奨励金の改正

再就職支援コース奨励金の支給対象となる事業主の委託により計画対象被保険者（雇用保険法施行規則第百二条の五第二項第一号イ②の計画対象被保険者をいう。）又は支援書対象被保険者（雇用保険法施行規則第百二条の五第二項第二号イ②の支援書対象被保険者をいう。）（以下この1及び2において「対象被保険者」という。）の再就職に係る支援を行う職業紹介事業者等について、職業安定法第三十条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者であつて、厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定める基準を満たす者に限ることとする。

注 職業紹介事業者については、現在は、助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、当該助成金の支給対象となる事業主の委託により対象被保険者の再就職に係る支援を行う者等であることを示す標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限ることとしているところ、改正後は、職

業安定局長が定める基準として、雇用給付金取扱事業者証（仮称）を利用者の求めに応じて提示することを規定する予定（他の助成金についても同じ。）である。

2 早期雇入れ支援コース奨励金の改正

早期雇入れ支援コース奨励金の支給を受けた事業主のうち、職業安定局長が定める条件に該当する雇入れを行ったものについて、当該事業主が雇い入れた対象被保険者が、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者（当該雇入れの日において、四十五歳以上の者に限る。）であつて、当該雇入れに係る事業所と異なる業種の事業所において対象被保険者となったものである場合に、当分の間、当該対象被保険者一人につき四十万円を追加で支給する措置を、廃止すること。

二 六十五歳超雇用推進助成金制度の改正

六十五歳超雇用推進助成金制度について、生産性要件（事業所の労働生産性の向上に資するものとして職業安定局長、厚生労働省雇用環境・均等局長（以下「雇用環境・均等局長」という。）及び厚生労働省人材開発統括官が定める要件をいう。以下同じ。）に該当する事業主に対する加算措置を廃止すること。

三 特定求職者雇用開発助成金制度の改正

1 生涯現役コース奨励金及び特定就職困難者コース助成金の改正

- (一) 生涯現役コース奨励金を廃止するとともに、特定就職困難者コース助成金の対象となる労働者に六十五歳以上の者を追加すること。

- (二) 特定就職困難者コース助成金の支給対象となる事業主に対して雇い入れる労働者を紹介する職業紹介事業者等について、職業安定局長が定める基準を満たす者に限ることとする。

2 生活保護受給者等雇用開発コース助成金の改正

- 生活保護受給者等雇用開発コース助成金の支給対象となる事業主に対して雇い入れる労働者を紹介する職業紹介事業者等について、職業安定局長が定める基準を満たす者に限ることとする。

3 就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金の改正

- (一) 就職氷河期世代の安定した雇用を引き続き促進するため、雇入れの対象となる求職者の範囲を、昭和四十三年四月二日から昭和六十三年四月一日までの間に生まれた者とする。

- (二) 雇入れの対象となる求職者（過去五年間に通常の労働者として雇用された期間を通算した期間が一年以下である者）について、当該雇用された期間に、通常の労働者に準ずる者として職業安定局長が

定める者であつて通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力と同等以上の能力を必要とする職業に就いていた期間を含むこととし、また、婚姻、妊娠、出産又は育児を理由とした離職により過去五年間に通常の労働者として雇用された期間を通算した期間が一年以下となつた者を除くものとする
こと。

(三) 雇入れの対象となる求職者（過去一年間に通常の労働者として雇用されたことがない者）について、当該期間に通常の労働者として雇用されていた者であつて、本人の責めに帰すべき理由以外の理由により当該期間に離職したものを含むこととし、当該期間に通常の労働者に準ずる者として職業安定局長が定める者であつて、通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力と同等以上の能力を必要とする職業に就いていたものを除くものとする。

(四) 就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金の支給対象となる事業主に対して雇い入れる労働者を紹介する職業紹介事業者等について、職業安定局長が定める基準を満たす者に限ることとする。

4 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金の改正

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金の支給対象となる事業主に対して雇い入れる労働

者を紹介する職業紹介事業者等の基準について、職業安定局長が定める基準を満たす者に限ることとする。

5 被災者雇用開発コース助成金の改正

被災者雇用開発コース助成金を廃止すること。

四 トライアル雇用助成金制度の改正

1 一般トライアルコース助成金の改正

(一) 雇入れの対象となる求職者の範囲を、昭和四十三年四月二日以後に生まれた者とする。

(二) 一般トライアルコース助成金の支給対象となる事業主に対して雇い入れる労働者を紹介する職業紹介事業者等について、職業安定局長が定める基準を満たす者に限ることとする。

2 障害者トライアルコース助成金の改正

障害者トライアルコース助成金の支給対象となる事業主に対して雇い入れる労働者を紹介する職業紹介事業者等について、職業安定局長が定める基準を満たす者に限ることとする。

3 新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金の改正

新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金を廃止すること。

五 地域雇用開発助成金制度の改正

地域雇用開発コース奨励金の支給対象となる事業主に対して雇い入れる労働者を紹介する職業紹介事業者等について、職業安定局長が定める基準を満たす者に限ることとする。

六 両立支援等助成金制度の改正 (略)

七 人材確保等支援助成金制度の改正

- 1 人事評価改善等助成コースについて、対象となる事業主の要件から生産性要件を削除すること。
- 2 雇用管理制度助成コースについて、生産性要件に該当する事業主に対する加算措置を廃止すること。

- 3 介護福祉機器助成コース、テレワークコース及び外国人労働者就労環境整備助成コースの加算措置の要件について、生産性要件を賃上げに係る要件に切り替えることとする。

八 キャリアアップ助成金制度の改正 (略)

九 人材開発支援助成金制度の改正 (略)

十 産業雇用安定助成金事業再構築支援コース奨励金制度の改正

当分の間、新型コロナウイルス感染症等に伴う経済上の理由により急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であつて、新たな事業への進出等の事業再構築を行う事業主のうち職業安定局長が定める要件に該当する事業主が、当該新たな事業への進出等を行うために職業安定局長の定める要件に該当する労働者を、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であつて一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一の労働者として職業安定局長の定める期間内に雇われる等の要件を満たした場合に、当該職業安定局長が定める要件に該当する労働者一人につき二百万円（中小企業事業主にあつては、二百八十万円）（職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安定局長の定める方法により算出した額）を支給することとする。ただし、一の事業主につき当該職業安定局長が定める要件に該当する労働者の数が五人を超える場合は、当該事業主につき五人までの支給に限ることとする。

十一 高年齢労働者処遇改善促進助成金制度の改正

高年齢労働者処遇改善促進助成金について、その雇用する高年齢雇用継続給付金の支給を受ける者（以

下この十一において「対象被保険者」という。）の処遇改善を図る事業主であつて、労働協約又は就業規則で定めるところにより、その雇用する対象被保険者について、賃金を一定の割合以上で増額する措置を講じ、当該措置に基づく最初の賃金支払日（以下この十一において「実施日」という。）から起算して二年間に、当該実施日の属する月から六箇月ごとの期間に対象被保険者のうち算定の対象となる労働者に支給した高年齢雇用継続基本給付金の総額（以下この十一において「支給対象額」という。）が、当該実施日の属する月前六箇月間に当該労働者に支給した高年齢雇用継続基本給付金の総額（以下この十一において「算定対象額」という。）より減少したこと等の要件を満たしたものに対して、算定対象額と支給対象額との差額に二分の一（中小企業事業主にあつては三分の二）を乗じて得た額を支給するものとする」と。

十二 雇用保険法第六十三条第一項第三号に掲げる事業の改正

令和二年一月二十四日以後に離職した求職者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能の習得に資すると認められる講習を実施する学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校に対して、当該講習に要する経費の一部を補助して実施する事業について、当該事業の期間を令和六年三月

三十一日まで延長すること。

第二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部改正

特定求職者雇用開発助成金の対象となる労働者に六十五歳以上の者を追加すること。

第三 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

一 建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金制度の改正

加算措置の要件について、生産性要件を賃上げに係る要件に切り替えることとする。

二 建設分野作業員宿舍等設置助成コース助成金制度の改正

加算措置の要件について、生産性要件を賃上げに係る要件に切り替えることとする。

三 建設労働者認定訓練コース助成金制度の改正

加算措置の要件について、生産性要件を賃上げに係る要件に切り替えることとする。

四 建設労働者技能実習コース助成金制度の改正

1 加算措置の要件について、生産性要件を賃上げに係る要件に切り替えることとする。

2 技能実習を受けさせた建設労働者について、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行って
いる中小建設事業主として職業安定局長が定めるものに対する賃金助成の特例措置について、令和六年
三月三十一日まで延長すること。

五 若年・女性建設労働者トライアルコース助成金の改正

若年・女性建設労働者トライアルコース助成金に関する暫定措置を廃止すること。

第四 その他

- 一 この省令は、令和五年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。